

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画 及びその改定の方向性について

国立公園管理計画の構成

以下の7項目から構成

- (1) 管理の基本的方針
- (2) 風致景観の管理に関する事項
- (3) 地域の開発、整備に関する事項
- (4) 土地及び事業施設の管理に関する事項
- (5) 利用者の指導等に関する事項
- (6) 地域の美化修景に関する事項
- (7) その他目的(*)を達成するために必要な事項

(*) 国立公園の適正な保護と利用の推進を図ること

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

第1. 管理計画区設定方針

管理計画区：風致景観の特性、管理業務上の特性により一つの国立公園を複数に区分した地区

(公園計画が地域単位に分割されている場合はさらに細分)

利尻礼文サロベツ国立公園管理計画では、4つの管理計画区に区分

1. 利尻管理計画区 (利尻島)
2. 礼文管理計画区 (礼文島)
3. 海岸砂丘管理計画区 (稚内市から豊富町にかけての海岸砂丘地域)
4. サロベツ管理計画区 (サロベツ原野)

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

各管理計画区毎に以下の構成を基本に記述

- 1 地域の概要
- 2 管理の基本的方針
 - (1)保護に関する方針
 - (2)利用に関する方針
- 3 風致景観の管理に関する事項
- 4 地域の開発、整備に関する事項
- 5 利用者の指導等に関する事項
- 6 地域の美化修景に関する事項
- 7 その他の関連事項

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針(利尻管理計画区)

(1) 保護に関する方針

- ア 利尻山の山頂から頂上にかけての良好な自然環境を保全する。
- イ 見返台、オタドリ沼、姫沼等の展望地及び御崎、沓形岬等の海岸部からの利尻山の眺望を確保する。

(2) 利用に関する方針

- ア 姫沼園地、御崎園地等の主要な利用施設の適切な整備を実施する。
- イ 利用者指導に当たっては、鴛泊及び沓形のフェリーターミナル、利尻町立博物館等公園区域外施設との連携を図る。また、全域にわたりゴミ持ち帰り運動を実施する。

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針(礼文管理計画区)

(1) 保護に関する方針

地区全体にわたって生育している寒地・高山性植物を保全する。

(2) 利用に関する方針

- ア 桃岩園地、スコトン岬園地、西上泊園地、西海岸沿いの歩道等の利用施設の適切な整備を実施する。
- イ 利用者指導に当たっては、香深のフェリーターミナルや郷土資料館等公園区域外施設との連携を図る。また、全域にわたりゴミ持ち帰り運動を実施する。

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針(海岸砂丘管理計画区)

(1) 保護に関する方針

- ア 抜海稚咲内線道路(車道)からの利尻山の展望を確保する。
- イ 人為の加わっていない海岸砂丘の地形及び植生を保全する。
- ウ 公共事業用の砂の採取地区を定め、これ以外での砂の採取は認めない。

(2) 利用に関する方針

稚咲内園地の利用施設の適切な整備を実施する。

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

2. 管理の基本的方針(サロベツ管理計画区)

(1) 保護に関する方針

- ア サロベツ川左岸に広がる大規模な泥炭地と、それに対応する湿原植生を保全する。
- イ パンケ沼園地や公園車道からの地平線の見える景観を保護する。

(2) 利用に関する方針

サロベツ原生花園園地、パンケ沼畔園地、下サロベツ原野園地を拠点とした湿原利用のため適切な施設の整備充実を図る。

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

- (1) 許可、届出等取扱方針
 - ア 特別地域及び特別保護地区
 - イ 普通地域
- (2) 公園事業取扱方針
 - ア 共通事項
 - × 集団施設地区(本公園なし)
 - イ 単独施設
 - ウ 道路
 - エ 運輸施設



自然公園法の許認可
に関する審査基準

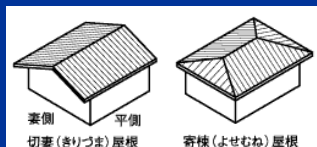
現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(例) 工作物の新築等に係る取扱方針

- ・建築物のデザイン
 - ①屋根の形状:原則として切妻又は寄棟とする
 - ②屋根の色彩:原則として焦げ茶色又は黒色とする
 - ③外壁の色彩:原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系のいずれかの色又は自然材料の素材色のままとする



現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

3. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(例) 工作物の新築等に係る取扱方針

道路の防護柵 : 原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。

電力・電話柱 : 特別保護地区等においては原則として地下埋設とする。(利尻・礼文)

原則として地下埋設以外認めない。(サロベツ)

その他の工作物: 色彩は原則として灰色または焦げ茶色とする。

建築物・工作物の他、土石の採取、木竹の伐採、広告物の表示などの行為について取り扱い方針を明記

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

2. 風致景観の管理に関する事項

(2) 公園事業取扱方針

園地、宿舎等の事業の種類毎、公園計画上の路線、単独施設の箇所ごとに取扱方針を記述

(例) 今後とも現在の利用形態を継続させる。

・・・するための施設として工法を検討する。

(例) 附帯する建築物等の共通の取扱方針

・許可対象の場合(公園事業施設ではない場合)の取扱いと同様とする

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

4. 地域の開発、整備に関する事項

4つの管理計画区それぞれについて、

(1)自然公園施設 (2)一般公共施設 (3)その他

に分けて調整や誘導の方針を記述

(例1) 港湾整備計画についての記述 (利尻管理計画区)

「利尻山の眺望の支障にならないような工法を検討し、ブロックヤードの仮設は、原則として施工区域内で行うよう調整を図る。」

(例2) 河川の改修についての記述 (サロベツ管理計画区)

サロベツ川等の改修に当たっては、国立公園内の湿原の保全に十分配慮するよう関係機関に協力を求める。

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

5. 土地及び事業施設の管理に関する事項

・環境省所管の国有財産(土地)について、範囲を図示し、適切な管理を図る旨を明記(サロベツ管理計画区)

・海岸砂丘管理計画区では、優れた原野景観を示す具体的な地区(稚咲内～浜里)について図示し、今後とも保全に努める旨を明記

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

5または6. 利用者の指導等に関する事項

- 自然解説、安全対策についての推進、調整の方針を記述

(利尻島の例)

- ・ 自然解説の推進方針
 - － 各園地への解説板の設置を指導
 - － 定期観光バスでの自然解説について協力を求める
 - － 博物館、資料館にビジターセンター的役割の協力依頼
 - － 関係機関と協力しながら自然観察会を実施
 - － 他機関の実施行事に積極的に協力
- ・ 安全対策
 - － 登山道沿い、特に危険箇所への注意標識の設置等について関係機関と調整を図る

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

6または7. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

清掃活動実施団体への指導、ゴミ持ち帰り運動の推進、ゴミの投げ捨て、不法投棄の防止に関する方針を記述

(2) 修景緑化計画

工作物の新築等に係る緑化修景の指導方針を記述

例) 可能な限り当該地域に生育する植物・樹木と同種の植物・樹木を用いるよう指導する

(特に海岸砂丘管理計画区では、砂の採取跡地に関して詳述)

現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の概要

7または8. その他関連事項

- ・島における国立公園区域外も含めた地域づくりへの協力について記述
 - ・甘露泉水(利尻)、高山植物培養センター(礼文)について記述
- (海岸砂丘、サロベツ両管理計画区については、現行記述なし)

管理計画改定の方向性

利尻礼文サロベツ国立公園の管理に取り込むべき社会動向を整理

各方面からの情報収集、意見聴取

利尻礼文サロベツ国立公園の管理における目標を設定

目標に向け、管理計画改定の方向性を検討

管理計画改定に関わる動向

- **自然公園法の許認可に関する状況変化**
 - ・法改正、審査基準の追加等
 - ・携帯電話アンテナなどへの対処の必要性
- **環境保全に向けた社会動向**
 - ・地球温暖化対策への寄与の検討
 - ・外来生物対策の適用
- **利尻礼文サロベツでの動向**
 - ・公園区域の拡張、公園計画の変更への対応
 - ・サロベツ自然再生事業等の反映

管理計画改定の背景

- **自然公園法の許認可に関する状況変化**
 - 特別地域における「物の集積」が要許可行為に追加
 - 特別保護地区における「動植物の放出等」が要許可行為に追加
 - 特別地域での捕獲に許可を要する動物種の指定(予定)
 - 風力発電施設の許可に関する審査基準が追加
- **全国的な動向**
 - ・携帯電話アンテナに関する対応
 - ・イルミネーション、ライトアップに関する対応
 - ・ペットの持ち込みに関する対応

管理計画改定の背景

■ 環境保全に向けた社会動向

- 地球温暖化対策に寄与していくための施策検討
 - ・CO₂吸収の場としての活用
 - ・CO₂排出を抑制していく管理のあり方
- 外来生物法の施行に伴う施策検討
 - ・特定外来生物への対処方針
 - ・利尻礼文サロベツにおける外来生物への対処方針

管理計画改定の背景

■ 利尻礼文サロベツでの動向

- 平成15年の公園区域拡張、公園計画変更
- サロベツ自然再生事業の実施
 - 上サロベツ自然再生協議会による検討等
- レブンアツモリソウ保護増殖事業の実施
- サロベツ原野(国指定鳥獣保護区)のラムサール湿地登録
- 利尻山登山道に係る調査検討の進展

平成15年の公園区域・公園計画の変更

1. 公園区域の変更

拡張(2,944ha)

2. 公園計画の変更

2.1 保護計画の変更

2.1.1 保護規制計画の変更

拡張区域における特別地域等の指定など

2.1.2 保護施設計画の変更

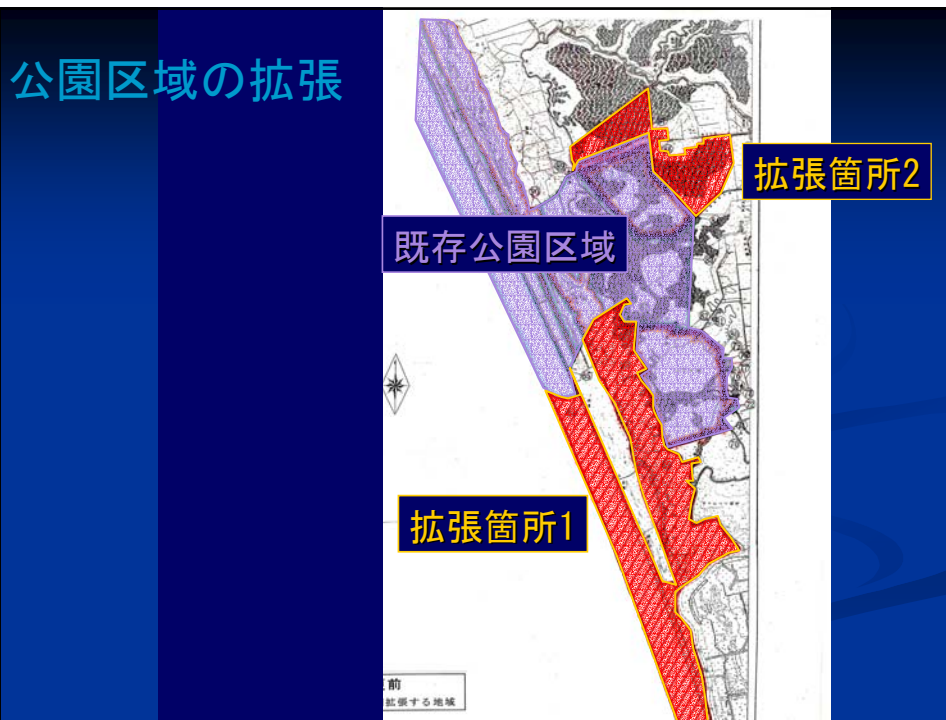
自然再生施設・植生復元施設の追加(5箇所)

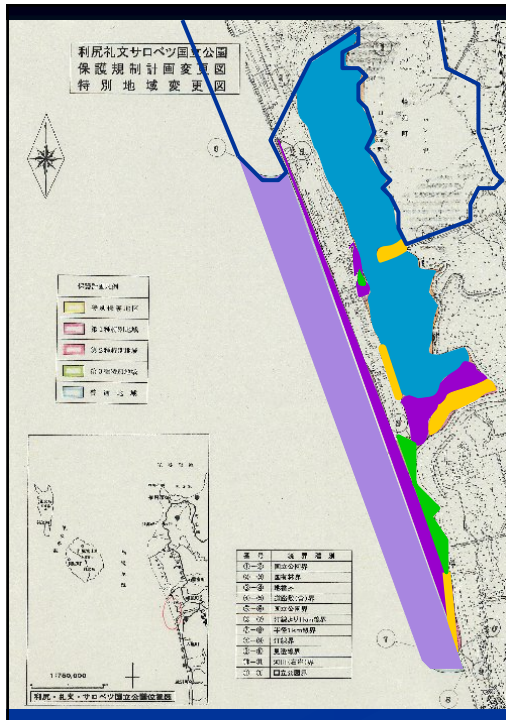
2.2 利用計画の変更

2.2.1 利用施設計画の変更

博物展示施設等の追加(4箇所)・削除(3箇所)

北海道自然歩道の追加





拡張箇所1の 保護規制計画

拡張面積 2,094ha (陸域)

うち、

特別保護地区 1,471ha

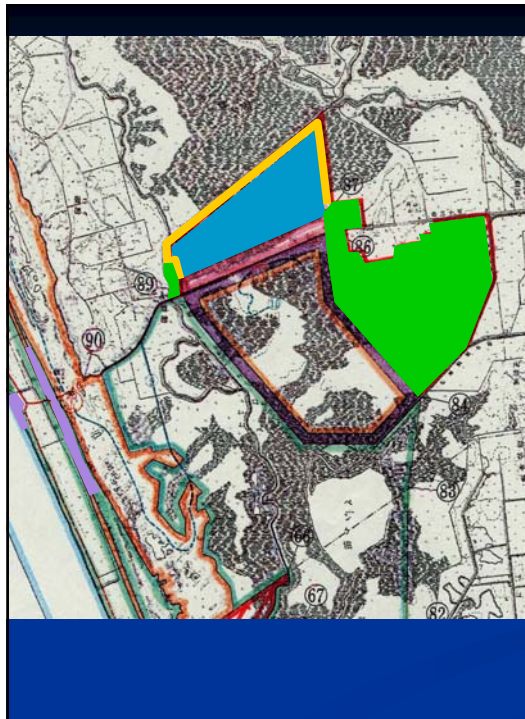
第1種特別地域 399ha

第2種特別地域 124ha

第3種特別地域 100ha

普通地域

海面



拡張箇所2周辺の 保護規制計画

拡張面積 850ha (陸域)

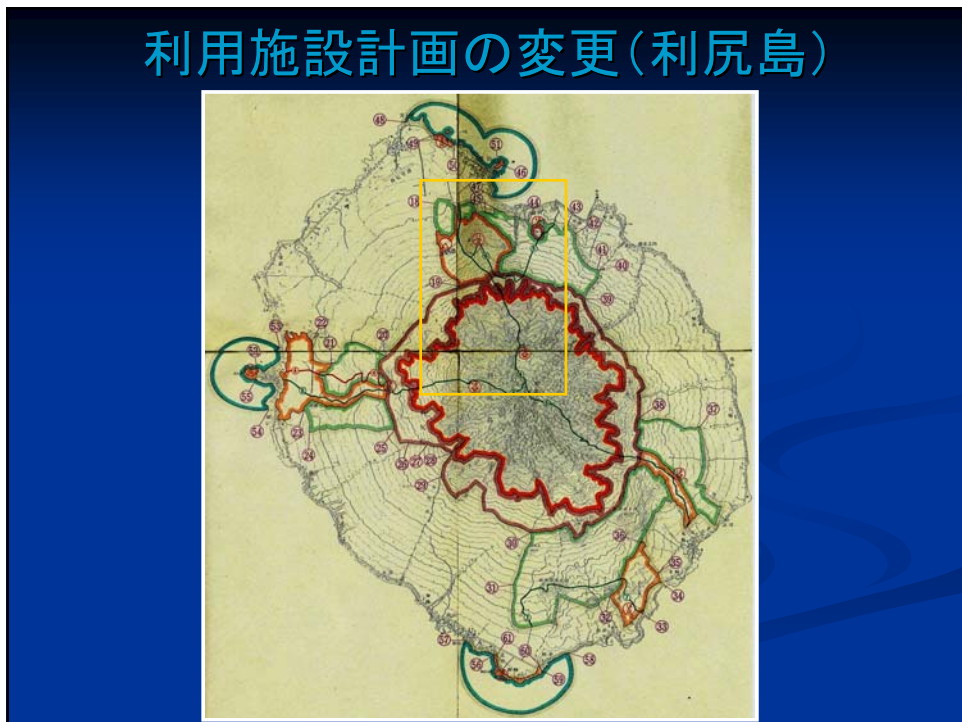
うち、

特別保護地区 251ha

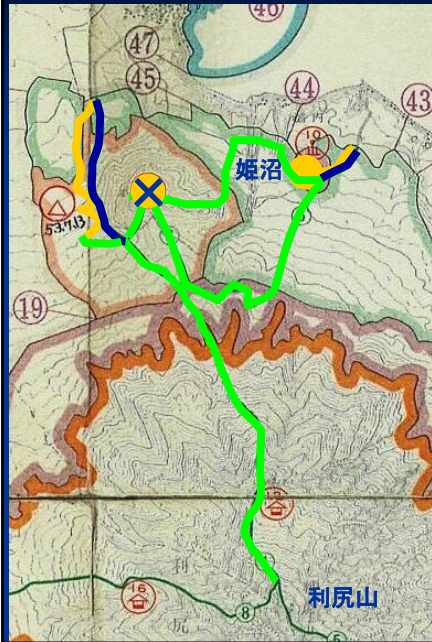
第2種特別地域 59ha

第3種特別地域 527ha

※ 3特地域の普通地域
への格下げ (37ha)



利用施設計画の変更（利尻島北部）



追加

- 姫沼線道路（車道）
- 姫沼博物展示施設
- 鴛泊利尻北麓線道路（車道）

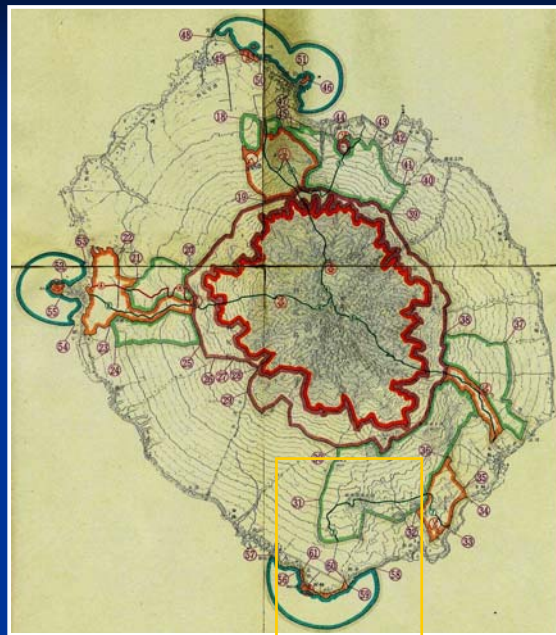
変更

- 鴛泊登山線道路（歩道）
※区間変更
- 姫沼ポン山線道路（歩道）
※区間変更

削除

- ポン山園地

利用施設計画の変更（利尻島）



利用施設計画の変更（利尻島南部）



変更 ポン山線道路(歩道)
 ↓ 区間追加・名称変更
 オタダマリポン山線道路(歩道)

利用施設計画の変更（礼文島）

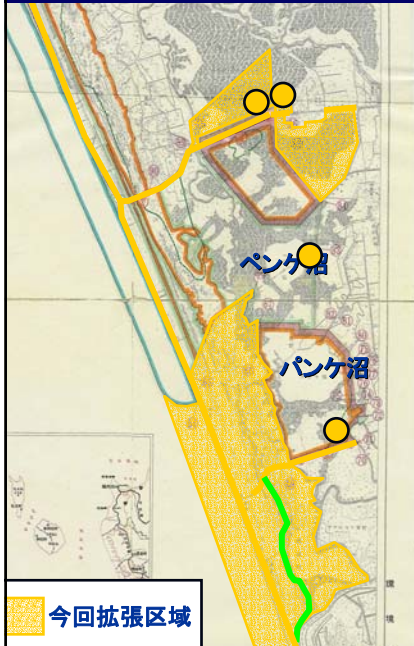


追加
 スコトン岬宿舎

変更
 須古屯西上泊線道路（車道）
 香深香深井線道路（車道）
 香深元地線道路（車道）
 内路香深井線道路（歩道）
 → 礼文岳登山線道路（歩道）
 礼文島縦断線道路（歩道）

削除
 ゴロタ岬園地
 礼文岳園地

利用施設計画の変更（サロベツ）

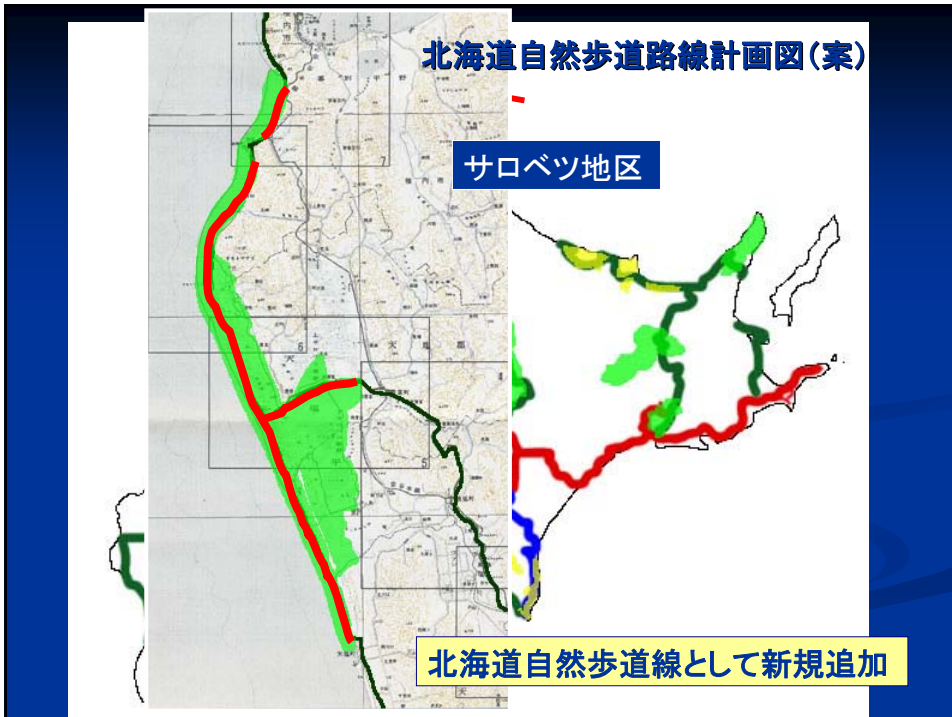


追加

- ペンケ沼園地
- 円山園地
- 円山博物展示施設
- パンケ沼博物展示施設
- 下サロベツ砂丘線道路（歩道）

変更

- 抜海稚咲内線道路（車道）
→ 稚内天塩線道路（車道）
- 円山稚咲内線道路（車道）
- 下サロベツ原野線（車道）





現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画
及びその改定の方向性について

忌憚のないご意見をお願いいたします